

城西国際大学動物実験における管理に係る規程

〔 決 定 日：平成 30 年 2 月 27 日
決定機関：学校法人城西大学理事会
（平成 30 年度（国）規程第 16 号） 〕

（目的）

- 第 1 条 本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（以下「飼養保管基準」という。）及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、城西国際大学（以下「本学」という。）における動物実験等を日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき適正に行うため、動物実験管理委員会の設置、動物実験計画の立案、安全管理、計画承認後に必要な手続等を定めることを目的とする。
- 2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の 3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

- 第 2 条 本規程において掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 「管理責任者」とは、学長またはそれに代わる者をいう。
 - (2) 「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（生命科学研究センター所長、飼養施設の責任者等）をいう。
 - (3) 「実験動物の専門家」とは、実験動物学を習得した者または実験動物及び動物実験について十分な知識、経験を有する者をいう。
 - (4) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する事柄を統括する者をいう。
 - (5) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を行う者をいう。
 - (6) 「施設・設備」とは、実験動物の飼育もしくは保管及び実験等を行うための施設・設備をいう。
 - (7) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（48 時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
 - (8) 「実験動物」とは、実験等の利用に供するため飼育し、または保管している哺乳類及び鳥類に属する動物（施設に導入するため輸送中のものを含む）をいう。
 - (9) 「動物実験」とは、実験動物を教育（学生実習を含む）、試験研究または生物学的試料製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
 - (10) 「実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
 - (11) 「管理者等」とは、学長、管理者、動物実験責任者、動物実験実施者（以

下「実験実施者」という。)及び飼養者をいう。

(12)「飼養者」とは、動物実験管理委員会の下で、動物実験実施者と協力して、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう(生命科学研究センター専従者等)。

(13)「指針等」とは、動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学において行われるすべての動物実験に適用される。

2 哺乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を用いた実験についても、本規程のほか、城西国際大学動物実験等の倫理に係る規程(平成28年(国)規程第8号、以下「実験倫理規程」という。)並びに城西国際大学動物実験倫理委員会に係る規程(平成28年(国)規程第9号、以下「実験倫理委員会規程」という。)に沿って実施するように努めなければならない。

3 動物実験責任者(以下「実験責任者」という。)は、動物実験等の実施を別の機関にて共用で行う場合には、当該機関における機関内規程及び指針等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。

(学長の責任)

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養、保管及び安全確保について、最終的な責任者として統括し、管理を行う。

(委員会)

第5条 管理責任者は、本規程の適正な運用を図るため、動物実験管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会の運営に係る諸事項は、別に定める。

3 管理責任者は、動物実験等に係る諸規程に基づき円滑、かつ適正に実施するため、管理者と協力して動物実験実施者(以下「実験実施者」という。)と飼養者に対する教育指導を行う。

4 管理委員会は、実験実施者が本規程を遵守しない場合は、当該実験責任者に注意することができる。

(実験計画の立案)

第6条 実験責任者は、動物実験の範囲を研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択及び実験方法の検討を行うとともに、適正な動物実験に必要な飼育環境の条件を確保しなければならない。

2 実験責任者は、実験計画の立案に当たり、次の各号に掲げる事項を勘案しなければならない。

(1) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

(2) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮

(3) 適切な術後管理

(4) 適切な安楽死の選択

3 実験責任者は、飼養施設及び動物実験施設を新たに設置もしくは変更する場合

は、事前に実験倫理委員会規程第 8 条第 1 項に定める「動物実験計画書」、もしくは同第 8 条第 2 項に定める「動物実験計画書（更新・変更）」と共に、飼養施設設置申請（様式管理 A）及び実験施設設置（様式管理 B）を管理委員会に提出し、許可を得なければならない。

4 実験責任者は、前項の許可を受けた実験計画について、実験倫理規程第 5 条第 4 項に定める動物実験倫理委員会（以下「実験倫理委員会」という。）の審査を受けなければならない。

5 実験計画の実施承認は、実験倫理規程第 5 条第 4 項を適用する。

（実験計画の承認及び変更）

第 7 条 実験責任者は、学長から実験計画の承認を受けた場合には、速やかに承認書、実験計画書及び生命科学研究センター利用申請書（様式管理 C）を管理委員会に提出しなければならない。

2 実験責任者は、実験計画の承認後に飼養施設及び実験施設の変更があった場合は、速やかに「動物実験計画書（更新・変更）」を作成のうえ実験倫理委員会に提出し、管理責任者の承認を得なければならない。

3 実験責任者は、成果等について、実験倫理委員会規程第 8 条第 4 項に定める「動物実験報告書」により管理責任者に報告する。

（実験動物の検収及び検疫）

第 8 条 実験実施者は、実験動物の発注条件、異常及び死亡の有無を確認するとともに、実験動物の輸送の方法並びに時間等を把握しておかなければならない。

（実験動物の飼育管理）

第 9 条 動物飼育の施設、設備及び飼育条件は、実験動物学的にはもとより、動物福祉の面からも適切なものでなければならない。

（実験操作）

第 10 条 実験実施者は、動物実験等の実施に当たり、法、飼養保管基準、指針等を遵守しなければならない。

2 動物実験は、実験倫理委員会から実験計画の承認を受けたものに基づき、整備の行き届いた専用区域内で行わなければならない。

3 実験実施者は、動物実験計画書に記載された事項を遵守しなければならない。

4 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、遺伝子組み換えを用いる実験）に当たっては、次の各号に定める諸規程等を遵守する。

（1）安全管理等について

城西国際大学薬学部安全の手引き

（2）遺伝子組換え動物実験を扱う場合

城西国際大学薬学部組換え DNA 実験安全管理規則

（3）放射性同位元素を用いた動物実験を行う場合

城西国際大学放射線障害予防規程

5 物理的、化学的に危険な材料を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設及び設備を確保すること。

- 6 実験実施者は、実験の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- 7 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(実験終了後の処置)

- 第11条 実験実施者は、実験を終了した動物の処置に当たり、致死量以上の麻酔薬の投与その他適切な方法によって、速やかに実験動物を苦痛から解放させるように努めなければならない。
- 2 実験実施者は、実験動物の死体、悪臭及び糞尿等によって、人の健康並びに生活環境が損なわれないように努めなければならない。

(実験動物の飼養及び保管：マニュアルの作成と周知)

- 第12条 管理者は、飼養保管施設に係る実験動物の飼養及び保管に関して、具体的なマニュアル(生命科学研究センター利用の手引き)を策定し、当該飼養保管施設を利用する実験責任者並びに実験実施者に周知するとともに遵守させなければならない。

(危害防止)

- 第13条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
 - 3 管理者は、実験実施者及び飼養者に対して、実験動物由来の感染症やアレルギー等にかかること及び実験動物による咬傷等において、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
 - 4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係ない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

- 第14条 実験実施者は、物理的もしくは化学的に危険な物質または病原体等を扱う動物実験の実施に当たり、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受け、または実験成績の信頼性が損なわれることのないよう十分に配慮しなければならない。また、施設の周囲の汚染状況については、特に注意を払わなければならない。
- 2 実験実施者は、指針を遵守するとともに、関連する諸法令及び本学諸規程等を遵守しなければならない。

(緊急時の対応)

- 第15条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。災害時避難経路については、城西国際大学東金キャンパス消防計画及び城西国際大学薬学部安全の手引きを遵守する。
- 2 管理者及び管理委員会等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の防止に努めなければならない。

(事故対策)

第 16 条 実験実施者は、万が一、実験動物の感染、逃亡など、不測の事態に気づいたときは、可及的速やかに管理者及び管理委員会へ連絡しなければならない。

2 実験実施者は、管理者及び管理委員会と協力して適切な対策を講じ、問題点の解決に全力を尽くさなければならない。

(人獣共通感染症に係る知識の習得等)

第 17 条 管理委員会、実験実施者、実習責任者及び飼養者は、人獣共通感染症に関する知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、管理委員会及び実験実施者は、人獣共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるようにすること。

(教育訓練)

第 18 条 実験責任者、実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項に係る所定の教育訓練を受講しなければならない。

(1) 関係法令、指針等、本学の定める規程等

(2) 動物実験等の方法に係る基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に係る基本的事項

(4) 安全確保、安全管理に係る事項

(5) その他、適切な動物実験等の実施に係る事項

2 管理委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、生命科学センター内の管理保管庫に保存しなければならない。

(自己点検・評価及び検証)

第 19 条 管理責任者は、基本指針への適合性及び飼養保管基準の遵守状況に係る自己点検・評価の実施について、管理委員会にこれを委嘱する。

2 管理委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を管理責任者に報告しなければならない。

3 管理委員会は、管理者、実験責任者、実験実施者並びに飼養者等に対し、自己点検・評価のための資料の提出を求めることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、可能な限り、外部の機関等による検証を実施するよう努めること。

(情報公開)

第 20 条 管理責任者は、本学における、動物実験等に関する情報(本規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検、評価、検証の結果等の公開方法をいう。)を毎年 1 回程度公表するものとする。

(罰則)

第 21 条 管理責任者は、本規程に違反した者の動物実験を直ちに中止させ、一定期間動物実験の実施を禁ずることができる。

2 管理責任者は、罰則の適用について管理者並びに管理委員会の意見を求めることができる。

(準用)

第 22 条 哺乳類及び鳥類に属する動物以外を使用する動物実験等については、飼養保管

基準の趣旨に沿って行うように努めること。

(適用除外)

第 23 条 次の各号に掲げる事項については、本規程の適用より除外する。

(1) 畜産に係る飼養管理の教育もしくは試験研究

(2) 畜産に係る育種改良を目的とした実験動物（一般に産業用家畜と見なされる動物種に限る）の飼育または保管

(3) 生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養または保管

(準拠)

第 24 条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、指針等に準拠するものとする。

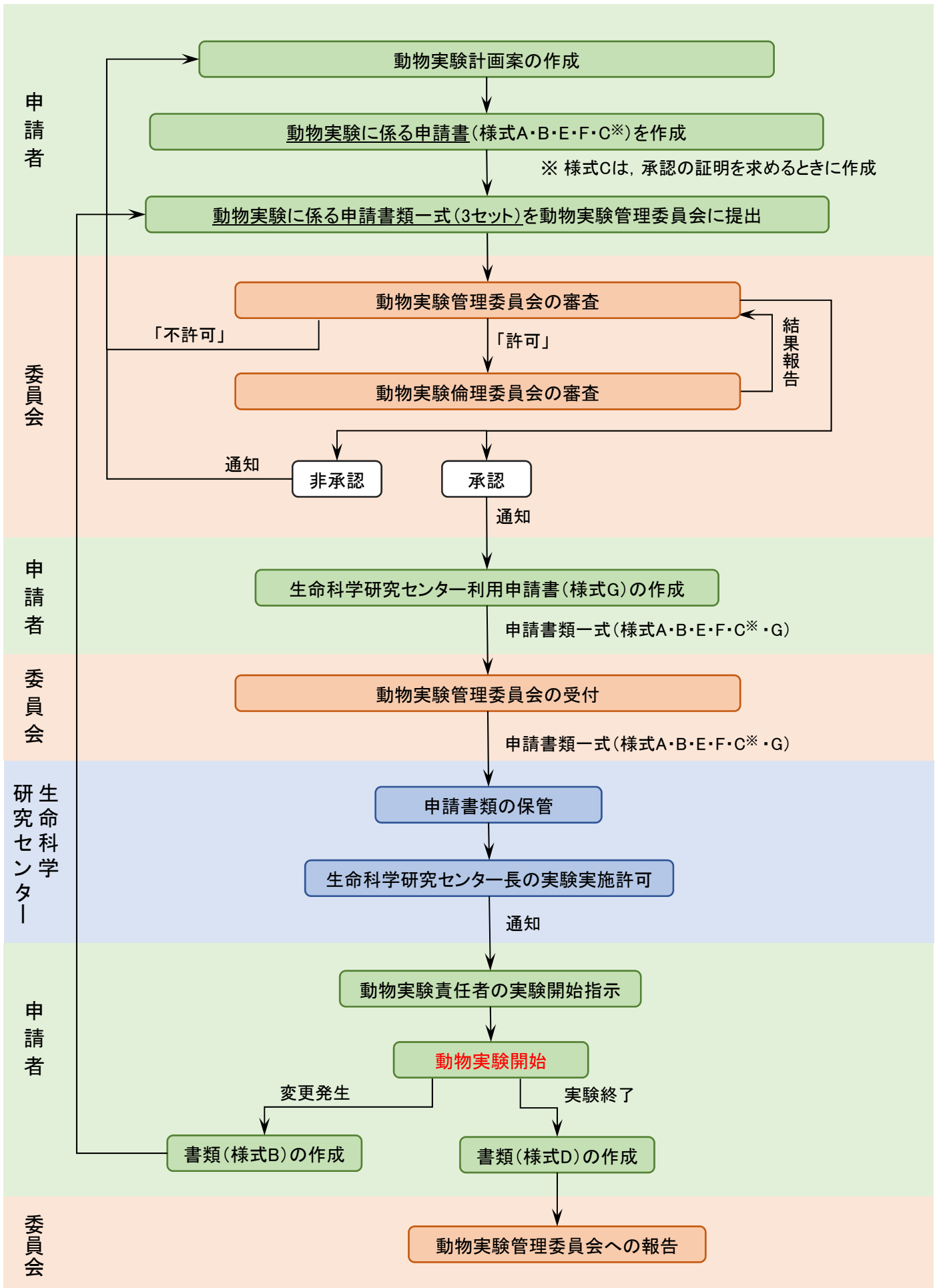
(補則)

第 25 条 本規程に定めるもののほか、動物実験の実施において必要な事項は、管理委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則（平成 30 年度（国）規程第 16 号）

本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

城西国際大学における動物実験の申請に係るフローチャート



飼養保管施設設置承認申請書

城西国際大学 学長 殿

飼養保管施設設置の承認について次のとおり申請します。

申請年月日：平成 年 月 日 受付年月日：平成 年 月 日 受付番号

1 飼養保管施設 (以下「施設」とい う。)の名称	
2 施設の管理体制	<p><管理者></p> 所属： 職名： 氏名： 連絡先：
	<p><実験動物管理者></p> 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 関連資格： 経験年数：
	<p><飼養者> (人数が多い場合は、別紙に作成し、添付すること。)</p> 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 関連資格： 経験年数：

<p>3 施設の概要</p>	<p>(1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造)</p> <p>(2) 空調設備： (例：温湿度制御，換気回数等)</p> <p>(3) 飼養保管する実験動物種：</p> <p>(4) 飼養保管設備(例：飼育ケージ等) 規格： 最大収容数：</p> <p>(5) 逸走防止策(例：ケージの施錠，前室の有無，窓及び排水口の封鎖設備の有無等)</p> <p>(6) 衛生設備(洗浄，消毒，滅菌等の設備) 名称： 規格：</p> <p>(7) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p>
<p>4 特記事項(例： 化学的危険物質，病 原体等を扱う場合等 において対応できる 設備構造の有無等)</p>	
<p>5 動物実験管理 委員会 記入欄</p>	<p>調査月日：平成 年 月 日</p> <p>調査結果： 申請された飼養保管施設は，城西国際大学動物実験規定に関する取扱規程に適合する。 (条件等 改善後，使用開始すること。) 申請された飼養保管施設は，城西大学動物実験規定に関する取扱規程に適合しない。</p> <p>意見等</p>
<p>6 学長の承認欄</p>	<p>本申請を承認します。 承認番号：第 号 平成 年 月 日 城西国際大学 学長</p>

(注) 次に掲げる資料を添付すること。

- 1 施設の位置を示す地図
- 2 施設の平面図

実験室設置承認申請書

城西国際大学 学長 殿

実験室設置の承認について次のとおり申請します。

申請年月日：平成 年 月 日 受付年月日：平成 年 月 日 受付番号

1 実験室の名称	
2 実験室の管理体制	<動物実験責任者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先：
3 実験室の概要	(1) 実験室の面積： m ² (2) 実験に使用する実験動物種： (3) 実験設備（例：特殊装置の有無等） (4) 逸走防止策（例：前室の有無、ネズミ返しの有無、窓及び排水口の封鎖の設備の有無等） (5) 臭気，騒音，廃棄物等による周辺への悪影響の防止策
4 特記事項（例：化学的危険物質，病原体等を扱う場合等において対応できる設備構造の有無等）	
5 動物実験管理委員会 記入欄	調査月日：平成 年 月 日 調査結果： 申請された実験室は，城西国際大学動物実験に関する管理規定に適合する。 （条件等 改善後、使用開始すること。） 申請された実験室は，城西国際大学動物実験に関する管理規定に適合しない。 意見等
6 学長の承認欄	本申請を承認します。 承認番号：第 号 平成 年 月 日 城西国際大学 学長

(注) 次に掲げる資料を添付すること。

- 1 実験室の位置を示す地図
- 2 実験室の平面図

